

(平成21年3月18日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	18 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	40 件
国民年金関係	15 件
厚生年金関係	25 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から同年9月までの期間及び同年11月から38年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和13年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から38年5月まで

昭和36年4月の国民年金制度施行当時、A市B区役所で国民年金加入手続きをし、申立期間の国民年金保険料の納付については、月初めに100円で印紙を買って国民年金手帳に貼り、手帳に押印してもらっていた。

昭和36年10月途中から同年11月初めごろまで厚生年金保険のある会社に就職したが、仕事が体に合わず2日出勤しただけですぐに退職したこともあり、そのころの国民年金保険料も変わらず納付し、その後も38年6月に再び就職するまで保険料を継続して納付していたので、申立期間が未納とされているのは納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間を通じた国民年金保険料の納付方法に関する記憶は具体的かつ詳細である上、申立期間の保険料月額及び申立人が当時所持していたとする国民年金手帳の特徴に関する記憶も当時の状況と一致しているなど、申立人の主張に矛盾は無い。

また、申立期間のうち厚生年金保険に加入していたとされる期間についても、申立人は「申立期間については毎月初めに保険料を納付していたことから、会社に就職したのが昭和36年10月の途中であったため、同月の保険料は既に納付しており、また、すぐに同社を退職したこともあり、その後も変わらず保険料を納付することができた。」とするなど、申立人の記憶は明確であり不自然なところも認められない。

さらに、申立期間当時、申立人と同居していたとする家族のうち、国民年金の加入該当者であった申立人の父親、母親及び申立人の弟（二男）は、いずれ

も国民年金制度施行当初に国民年金に加入していたこととされており、自身で加入手続を行ったとする申立人のみが未加入とされているのは不自然である。

しかしながら、申立人は昭和 36 年 10 月については厚生年金保険の被保険者であり、国民年金の被保険者となり得る期間でないことは明らかであることから、この期間の訂正を行うことはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から同年 9 月までの期間及び同年 11 月から 38 年 5 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年7月から38年3月まで

社会保険庁の回答では申立期間は未納となっているが、私は申立期間の保険料を間違いなく納付した。金額は、はっきりとは覚えていないが、自転車で社会保険事務所へ行って納付したので、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入期間において、未納とされている期間は、申立期間のみであり、かつ9か月と短期間である。

また、申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から、申立期間を除き、国民年金保険料を納付している上、その後の厚生年金保険から国民年金への切替手続等も適正に行い、保険料を納付している。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したとする昭和38年度ごろにおいては、申立期間は過年度納付となるため、市町村では申立期間の保険料を取り扱うことはできないが、申立人は社会保険事務所に行って申立期間の保険料を納付したとしており、かつ、申立人が保険料を納付しに行ったとする場所近隣には、当時、A社会保険事務所が存在していたことが確認でき、申立人の主張に不自然な点は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から41年3月まで

昭和50年ごろに、36年4月までさかのぼって国民年金保険料を納付することができることを知り、両親にも勧められて、夫婦一緒に集金人に1年分ずつぐらいを数か月にわたって特例納付した。申立期間が未納となっているのは納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳到達の前月までの国民年金加入期間において、申立期間を除き未納は無く、国民年金保険料の納付意識は高かったものと思われる。

また、申立人は、昭和36年4月から47年9月までの保険料を、49年12月から複数回に分けて、直近分から順次、特例納付しており、中間年である申立期間の1年分を除いて納付したとするのは不自然である。

さらに、申立人の妻は、夫婦一緒に集金人に特例納付したとしているが、当時、申立人が居住していたA市では、昭和50年当時、特例納付の国民年金保険料を徴収専務員(集金人)が預かる取扱いを行っていたとしており、申立人の妻の主張と一致する上、申立人の妻も申立期間は納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月及び同年3月

私の国民年金については、加入手続、申立期間の保険料の納付共に、父が行ってくれたので詳細は分からないが、申立期間について未納となっていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期である。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和39年8月31日に払い出されており、申立人の父親はこのころに申立人の国民年金加入手続を行ったものとみられ、40年4月24日に当時、未納となっていた39年4月から同年9月までの6か月分がまとめて納付されていることから、申立人の父親が申立期間直後の6か月分の保険料を納付しながら、申立期間（2か月分）を納付しないのは不自然である。

さらに、申立期間当時、申立人と同居していた申立人の兄については申立期間の国民年金保険料は納付済みとされている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から39年3月までの期間及び42年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から39年3月まで  
② 昭和42年3月

私は、昭和37年ごろ、国民年金に加入してから、自宅に来たA市B区役所の集金人に国民年金保険料100円ぐらいを毎月納付した。納付を確認できる資料は無いが、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年3月に国民年金に任意加入以後、20余年にわたる国民年金加入期間において、申立期間を除き、国民年金保険料の未納は無く、申立人の保険料納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立人は、申立期間においてA市の集金人に保険料を納付していたとしているが、同市では、当時、国民年金推進員（集金人）による保険料の徴収方法を採用していたことが確認でき、申立人の主張と一致する。

さらに、申立人は、申立期間前後の保険料を納付しているほか、昭和47年6月に厚生年金保険被保険者となった後も、同年6月から同年12月までの7か月分の国民年金保険料を納付し、57年1月28日に還付処理されていることが国民年金被保険者台帳から確認でき、当時、申立人は集金人が来れば保険料を納付していたものと推察され、申立期間についても、集金人に保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から同年3月まで

国民年金制度が発足した時に、私は、夫や近所の人とA市B区役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金手帳には、申立期間の検認印が無く台紙が切り取られているが、この期間だけ保険料が未納となっていることは納付できない。加入後は未納とならないよう気を付けて保険料を納付していたので、納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初から60歳到達時までの加入期間（第3号被保険者期間を除く。）305か月のうち、申立期間の3か月及び60歳到達前の5か月を除く297か月の保険料を納付しており、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人が所持する国民年金手帳の申立期間の印紙検認記録欄には、検認印が押されていない。

しかし、国民年金手帳には、昭和41年1月から同年3月までの期間など、ほかにも検認印の無い期間があるが、社会保険庁の記録では、これらの期間の保険料は納付済みと記録されている。

以上のことから、申立人は、国民年金保険料をいったんは未納としても過年度納付により納付するなど、納付に努めていた状況がうかがわれ、申立期間の保険料のみ納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から40年3月まで  
私は、国民年金制度ができてから、ずっと夫と同時に集金人に保険料を納付していたので、私だけ未納期間があるのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足以降の加入期間299か月のうち、申立期間の6か月を除く293か月の保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳及び社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）により、昭和41年度から58年度までの保険料は、すべて現年度納付されていることが確認でき、申立人の保険料納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は同日に連番で払い出されており、夫婦の国民年金手帳で確認できる限り、昭和41年度から46年度までの保険料の納付日が夫婦同一日であることから、夫婦一緒に保険料を集金人に納付していたとする申立人の説明の信ぴょう性が認められる。

加えて、申立人の夫は申立期間の国民年金保険料を納付済みであり、申立人のみが申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から同年3月まで

国民年金加入時から、夫婦一緒に保険料を納付してきた。申立期間当時は、夫婦の保険料を、夫の預金口座から口座振替で納付していた。その当時は、保険料の納付は夫に任せていたが、夫は、飲食業組合の役員もしており、責任感が強く、申立期間のみ納付しないことは無いと思うので、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初から2年間は保険料の免除を受けていたが、昭和38年4月から60歳到達月の前月までの404か月のうち申立期間の3か月を除く401か月の保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、社会保険庁が保管する申立人夫婦の被保険者台帳(マイクロフィルム)により、昭和47年4月から申立期間の直前の58年12月までの保険料は、55年1月から同年3月までの保険料が過年度納付されていることを除きすべて現年度納付されている上、当該過年度納付の納付日も夫婦同一日であることが確認でき、夫婦一緒に保険料を納付していたとする申立人の説明の信ぴょう性が認められる。

さらに、A市の記録により、申立人夫婦は、少なくとも昭和57年度以降、口座振替により国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

しかし、A市の記録では、夫婦共に、昭和58年1月から同年3月までの保険料が口座振替以外の方法で納付されたこと、及び57年度以降、過年度納付が6か月(納付回数2回)あることが確認でき、これは、保険料の口座振替ができなかったため同市から送付された現年度納付書あるいは社会保険事務所

から送付された過年度納付書により申立人の夫が納付したものと考えられる。

これらのことから、申立期間の国民年金保険料が口座振替できず、いったんは未納となったとしても、A市及び社会保険事務所から納付書が送付されていたものと推認され、納付書が送付されたにもかかわらず、申立人の夫がこれを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

また、申立人の昭和59年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで  
② 昭和59年1月から同年3月まで

国民年金加入時から、夫婦一緒に保険料を納付してきた。申立期間①の保険料については、私だけが申請免除が確認されて記録が訂正され、夫(申立人)については、未納のままとされていることは納得できない。

また、申立期間②の当時は、夫婦の保険料を、夫の預金口座から口座振替で納付していた。その当時は、保険料の納付は夫に任せていたが、夫は、飲食業組合の役員もしており、責任感が強く、申立期間②のみ納付しないことは無いと思うので、未納とされていることは納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険庁が保管する申立人夫婦の被保険者台帳(マイクロフィルム)により、昭和47年4月から58年12月までの保険料は、55年1月から同年3月までの保険料が過年度納付されていることを除きすべて現年度納付されている上、当該過年度納付の納付日も夫婦同一日であることが確認でき、夫婦一緒に保険料を納付していたとする申立人の妻の説明の信ぴょう性が認められる。

また、申立人の妻は、申立期間①の当時、申立人は飲食店開業前の修業中

の期間であり、収入が少なかったことなどを説明しており、申立人夫婦が、国民年金保険料の免除を申請したことについて不自然な点は見当たらず、申立人の妻のみが保険料の免除を申請し、申立人が申請しなかったとは考え難い。

さらに、社会保険庁の従来記録では、申立期間①の国民年金保険料は、申立人夫婦共に未納と記録されていた。

しかし、A市B区に申立人の妻の分のみ保存されていた被保険者名簿に申立期間①の保険料は申請免除と記載されていたことから、平成20年7月に申立人の妻の申立期間①の納付記録が免除と訂正されており、行政における申立人夫婦の年金記録の管理に適正を欠いていた状況が認められる。

- 2 申立期間②について、申立人は、申立期間①の後の昭和38年4月から60歳到達月の前月までの360か月のうち申立期間②の3か月を除く357か月の保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、A市の記録により、申立人夫婦は、少なくとも昭和57年度以降、口座振替により国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

しかし、A市の記録では、夫婦共に、昭和58年1月から同年3月までの保険料が口座振替以外の方法で納付されたこと、及び昭和57年度以降、過年度納付が6か月（納付回数2回）あることが確認でき、これは、保険料の口座振替ができなかったため同市から送付された現年度納付書あるいは社会保険事務所から送付された過年度納付書により申立人が納付したものと考えられる。

これらのことから、申立期間②の国民年金保険料が口座振替できず、いったんは未納となったとしても、A市及び社会保険事務所から納付書が送付されていたものと推認され、納付書が送付されたにもかかわらず、申立人がこれを納付しなかったとは考え難い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

また、申立人は、昭和59年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年12月まで

私は、出産のために実家に里帰りした時、母親に国民年金の加入を勧められ、A市に帰宅（昭和36年4月29日）後、市役所で加入手続を行い、商店会の役員宅や集会所で、国民年金手帳に現金を添えて保険料を納付し、検認印を押してもらっていた。その後、周りの友達等は、国民年金に加入している人が少なかったため、昭和40年に脱退した。47年5月に再度加入手続を行った時、40年に脱退したことを受付の職員に話した記憶もあるので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人には、昭和36年2月に国民年金手帳記号番号（以下、「手帳番号①」と言う。）が払い出されていたが、氏名、住所に変更が無いにもかかわらず、47年8月に別の国民年金手帳記号番号（以下、「手帳番号②」と言う。）が払い出されている。このうち手帳番号①に係る年金記録については、A市の被保険者名簿により、36年4月1日に任意加入し、37年12月24日に資格喪失したと記録されているが、社会保険庁のオンラインシステム記録及び被保険者台帳（マイクロフィルム）では、手帳番号①に係る年金記録が記録されていない。

上記の状況を生じた原因としては、手帳番号①に係る国民年金手帳記号番号払出簿に「資格取得取消」と記載されていること（取消日の記載無し。）、及び手帳番号②に係る被保険者台帳に重複番号があることを示す記載があることから、手帳番号①に係る年金記録が取り消され、手帳番号②に係る年金記録のみが残存されたものと考えられる。

しかし、任意加入の申出手続を行ったとする申立人の資格を後日に取り消す事由は見当たらず、本来であれば、重複番号に係る年金記録を統合すべきであったところ、誤って手帳番号①の年金記録を取り消したものと考えられ、行政における申立人の年金記録の管理には適正を欠く状況が認められる。

また、社会保険庁の記録により、申立人が初めて国民年金保険料を納付したと記録されている昭和47年5月の時点では、A市は納付書により保険料を徴収していたとしている。このことから、国民年金手帳による印紙検認方式により保険料を納付したとする申立人の記憶は、申立期間当時に保険料を納付した際のものであると考えられるほか、保険料の納付場所等に関する記憶も申立期間当時の同市の納付方法と合致する。

さらに、申立人は、昭和47年5月以降通算101か月間、国民年金に任意加入し、その間の保険料をすべて納付しており、36年4月に任意加入したにもかかわらず、保険料を納付しなかったとは考え難い。

一方、申立人は、昭和40年に国民年金の任意加入資格喪失の申出を行ったとしている。

しかし、A市の被保険者名簿では、申立人は、昭和37年12月24日に資格喪失したと記載されており、その記載内容に不自然な点は見受けられない。このため、申立期間のうち37年12月から40年12月までの間は無資格期間であり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

加えて、申立人は資格喪失の際、申立人の妹に相談し、妹は「私は納付し続けるが、お姉さんは、やめたいならやめたら。」と言っていたことを覚えているとしているが、申立人の妹が国民年金に加入したのは昭和42年5月であり、40年当時は国民年金に未加入であったことから、その記憶は明確でないと見受けられる。

このほか、申立期間のうち昭和37年12月から40年12月までの間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年11月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 12 月及び 53 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 12 月及び 53 年 1 月

私は、昭和 52 年 11 月に会社を退職し厚生年金保険被保険者の資格を喪失したので、専業主婦だった妻と共に国民年金に加入するため、私が A 市役所で私と妻の加入手続を行った。市役所職員から、保険料は後日送られてくる納付書で納付するように言われた。この納付書がいつ届いたのか記憶には無いものの、申立期間の保険料は妻が納付した。妻が記入していた金銭出納帳には 53 年 8 月に国民年金保険料 8,800 円を納付したことが記録されており、これは私の申立期間と妻の同じ期間の分と思われる。このため、申立期間について保険料を納付したことを示すものは無いが、納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 2 か月と短期間である上、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 52 年 11 月 16 日に夫婦連番で払い出され、同年 12 月 26 日を資格取得日として強制加入していることから、申立期間は保険料の納付可能な期間である。

また、申立人は、その妻が作成した金銭出納帳の昭和 53 年 8 月の国民年金保険料納付 8,800 円の支出記録を根拠として申立期間の保険料の納付があったものとしている。この金銭出納帳の記録には不自然な点は認められず信ぴょう性があることから、申立人の妻が同年 8 月ごろに記録したものと認められる。

ところで、申立期間当時の保険料月額は 2,200 円（昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月まで）であり、申立人の妻も 52 年 12 月から 53 年 3 月までの保険料の納付について申し立てていることから、この金銭出納帳の記録が示している納付が、申立人の主張のように、申立人の申立期間とその妻の同じ期間の納付（合わせて 4 か月、納付金額は 8,800 円）であるのか、あるいはその妻の申立期間



の納付（4か月、納付金額は8,800円）であるのかは不明である。

しかし、この記録が仮に妻の申立期間の保険料の納付であったとしても、申立人は、申立期間後の昭和53年2月に、再度、厚生年金保険被保険者の資格を取得し、申立人の妻が保険料を納付したとする同年8月以降も引き続いて厚生年金保険被保険者となっており、申立人夫婦の生活状況には大きな変化は無かったと考えられることから、申立人は申立期間の保険料について納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 12 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 12 月から 53 年 3 月まで

夫が、昭和 52 年 11 月に会社を退職し厚生年金保険被保険者の資格を喪失したので、夫に国民年金の加入手続をしてもらった。市役所職員から、保険料は後日送られてくる納付書で納付するように言われた。この納付書がいつ届いたのか記憶には無いものの、申立期間当時に私が記入していた金銭出納帳には 53 年 8 月に国民年金保険料 8,800 円を納付したことが記録されており、これは私の申立期間のうち 52 年 12 月及び 53 年 1 月の分と夫の同じ期間の分と思われる。このため、申立期間について保険料を納付したことを示すものは無いが、納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 4 か月と短期間である上、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 52 年 11 月 16 日に夫婦連番で払い出され、同年 12 月 26 日を資格取得日として強制加入していることから、申立期間は保険料の納付可能な期間である。

また、昭和 53 年度以降、申立人の国民年金加入期間には未納期間は無く、昭和 53 年 2 月 1 日に申立人の夫が厚生年金保険被保険者の資格を取得した後は任意加入していることから、申立期間当時、申立人の国民年金への認識は高かったと考えられる。

さらに、申立人は、申立人が作成した金銭出納帳の昭和 53 年 8 月の国民年金保険料納付 8,800 円の支出記録を根拠として申立期間の保険料の納付があったものとしている。この金銭出納帳の記録には不自然な点も認められず信ぴょう性があることから、申立人が同年 8 月ごろに記録したものと認められる。

ところで、申立期間当時の保険料月額は 2,200 円（昭和 52 年 4 月から 53

年3月まで)であり、申立人の夫も昭和52年12月及び53年1月の保険料の納付について申し立てていることから、この金銭出納帳の記録が示している納付が、申立人の主張のように、申立人の52年12月及び53年1月とその夫の同じ期間の納付(合わせて4か月、納付金額は8,800円)であるのか、あるいは申立人の申立期間の納付(4か月、納付金額は8,800円)であるのかは不明である。

しかし、この記録が仮に申立人夫婦の昭和52年12月及び53年1月の保険料の納付であったとしても、前述したとおり、申立期間当時の申立人の国民年金への認識は高かったと考えられる上、申立人の夫は、同年2月に、再度、厚生年金保険被保険者の資格を取得し、申立人の妻が保険料を納付したとする同年8月以降も引き続いて厚生年金保険被保険者となっており、申立人夫婦の生活状況には大きな変化は無かったと考えられることから、申立人は申立期間の保険料について納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年7月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から50年4月まで  
② 昭和51年4月から57年3月まで  
③ 昭和57年7月から58年3月まで

私は、A市役所で、昭和54年7月ごろに国民年金に加入し、その時点までに未納となっていた保険料をB社会保険事務所で一括納付した。その時に納付した金額は約15万円だったと思う。その後は、町内会又は銀行で納付した。

平成9年に基礎年金番号通知書が届いた時に、A市役所とB社会保険事務所で納付記録を確認してもらったが、未納は無いと言われ、安心して領収書は捨ててしまった。それにもかかわらず、申立期間について未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、昭和54年7月ごろに国民年金に加入し、当時、実施されていた第3回特例納付（53年7月から55年6月まで実施）、過年度納付及び現年度納付により、それまでの未納保険料を一括納付したと主張しているものと認められる。

しかし、申立人は、一括納付した保険料額を約15万円としているが、昭和54年7月時点でそれまでの未納保険料を一括納付した場合の保険料は31万6,360円であり、申立人の主張する保険料額とは乖離<sup>かいり</sup>する。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和59年4月に払い出されている。このことはA市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿に「59.4 S46 大学卒業との申出により加入」と記載されて

いることとも符合し、申立人は同年4月に、当時は任意加入であった学生期間が終了した46年4月1日を資格取得日として国民年金加入手続を行ったものと推認される。この時点を基準とすると、申立期間①及び②のうち56年12月以前の保険料は時効により納付することはできない。

さらに、申立人が保険料を納付したとする昭和54年7月当時、申立人と同居していた申立人の弟に、申立期間当時の状況について聴取したが、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付したことをうかがわせる具体的な事情は見いだせなかった。

加えて、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

2 申立期間③は9か月と短期間である上、前述のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和59年4月に払い出されており、申立期間③の保険料については過年度納付が可能である。

また、社会保険庁のオンラインシステム記録及び同庁が保存する申立人の国民年金被保険者台帳によれば、申立人は昭和57年4月から同年6月までの保険料を59年7月に、58年4月から59年3月までの保険料を60年7月に過年度納付していることが確認でき、この期間の保険料に申立期間の保険料を加えた額は13万2,600円となり、申立人が記憶する保険料額に近似する。

さらに、同台帳の昭和57年度の摘要欄には、申立人へ申立期間の過年度納付用納付書が送付された記録があり、申立期間③は、昭和57年4月から同年6月までの期間と58年4月から59年3月までの期間のそれぞれ過年度納付した期間に挟まれた期間であることから、申立人は申立期間③の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年7月から58年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和28年10月1日、資格喪失日は30年8月6日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和28年10月から30年7月までの標準報酬月額については、6,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年10月から30年11月1日まで  
② 昭和32年1月から同年11月1日まで

当時の給与明細書や源泉徴収票などは無いが、申立期間について厚生年金保険料を給与から天引きされていた記憶があるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社に昭和28年10月から30年11月1日まで勤務していたと申し立てしているところ、社会保険事務所の保管する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と生年月日が1年相違し、姓が申立人と同姓で、名が申立人と呼び名は同じだが文字が異なる被保険者記録が確認できるとともに、当該被保険者記録は、資格取得日が昭和28年10月1日、資格喪失日が30年8月6日と記載され、申立期間とおおむね一致する記録である上、基礎年金番号に未統合の記録であることが確認できる。

また、申立人は、氏名や生年月日を偽ってA社に入社した覚えは無いと証言しているものの、当時、申立人は中学3年生に相当する年齢であったことから、1歳年上にして手続した可能性も否定できない。

さらに、同僚の一人は、「申立人とは、よく一緒に酒を飲んだのを覚えている。申立人と同じ名前の社員は、ほかにはいなかった。」と証言している。

加えて、A社に勤務していた申立人の兄（既に死亡）も、同社の被保険者名簿では、名前が一文字異なっており、生年月日も1年相違していたため、後日

訂正された記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該未統合の被保険者記録は、申立人の記録であり、申立人のA社における資格取得日は昭和28年10月1日、資格喪失日は30年8月6日であると認められる。

申立期間①のうち、昭和30年8月6日から同年11月1日までの期間については、A社の取締役は、「人事記録は残っておらず、雇用の有無は不明であり、当時の事情を知る者もいない。」と証言しており、当該期間における申立人の厚生年金保険料の控除に係る事実が確認できないため、厚生年金保険被保険者として保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、当該期間における標準報酬月額については、当該未統合の厚生年金保険被保険者記録から、6,000円とすることが妥当である。

申立期間②については、B社における申立人の同僚の証言から判断して、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B社の取締役人事部長は、「厚生年金保険の適用の基準、保険料控除等は不明である。」と証言しており、申立期間における申立人の厚生年金保険料の控除に係る事実が確認できない。

また、申立人は、B社での厚生年金保険の資格取得時に年金手帳を払い出されているが、その払出簿においても、資格取得日は昭和32年11月1日と記載されており、申立期間において資格取得手続が行われたことをうかがわせる事実は確認できない。

さらに、B社の複数の同僚は、「当時は試用期間があり、期間中は厚生年金保険に加入していなかった。また、事故や勤務不良があると、試用期間が延びたり、本採用されないことがあった。」と証言している。

このほか、申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和33年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月 21 日から同年 6 月 1 日まで

平成 20 年 5 月 13 日に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、同年 5 月 15 日に、申立期間については厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。

しかし、私は、昭和 33 年 3 月 10 日にA社B支店に入社してから平成 12 年 2 月 29 日に定年退職するまで、同一の事業所に勤務しており、異動はしたが、転職はしていないので、加入記録が無いとの回答には納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録、雇用保険の記録等から判断して、申立人が同社に継続して勤務し（昭和33年6月1日に同社B支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和33年4月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成2年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月30日から同年12月1日まで

私は、昭和63年にB社の求人を見て同社に入社したが、入社当初の所属はA社であった。

その後、B社の所属が変わったようだが、職場も仕事内容も入社当時から同じであった。

60歳到達前に年金記録を確認した際、平成2年11月30日にA社の記録を喪失し、同年12月1日にB社で資格取得した形になっており、同年11月分の記録が無いことが分かった。

当時の所属先であるB社の事業主も手続の誤りを認めているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び事業所の証言から判断して、申立人がB社及びその子会社であるA社に継続して勤務し（平成2年12月1日にA社からB社に異動。）厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成2年10月の社会保険事務所の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は退職日を誤って資格喪失日として届け出たと認めていることから、事業主が平成2年11月30日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後、納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和21年4月25日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、140円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年2月25日から同年4月25日まで

私は、昭和14年にA社B支店に入社し、17年6月から厚生年金保険に加入した。その後、同年7月に徴兵され、Cに出征し21年4月に外地から復員した。徴兵されていた間も、A社での厚生年金保険の加入記録があるが、復員前の21年2月25日に資格喪失となっているのはおかしい。申立期間についても厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人については、D県健康福祉部地域福祉課の発行する履歴書から、昭和17年7月25日に陸軍に召集され、21年4月25日に外地から復員したことが確認できるが、社会保険事務所の記録によると、申立人は昭和17年1月1日に被保険者資格を取得し、21年2月25日に被保険者資格を喪失している。

しかしながら、当該資格喪失日は陸軍に召集されていた期間であるため、当該日に被保険者としての資格を喪失していたとは考え難いことや、A社には復員時において被保険者資格を喪失している者も確認できることから、申立人は復員時まで被保険者としての資格を有していたと認められる。

また、当時の厚生年金保険法第59条の2では、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に被保険

者としての届出が行われておらず、法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立人の資格喪失日は、履歴書の復員日である昭和21年4月25日とすることが妥当である。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和21年1月の社会保険事務所の記録から、140円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 1 日から 42 年 11 月 1 日まで  
② 昭和 43 年 3 月 15 日から 44 年 3 月 25 日まで

私は、脱退手当金の手続をしたことが無く、支給を受けた記憶も無い。脱退手当金の支給済みとなっている期間について記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

管轄の社会保険事務所において、申立人の脱退手当金裁定請求書及び領収書を保管しているが、領収書の氏名について、結婚後の苗字に誤記は無いものの、名前に誤記がある。当該領収書によれば、申立人が受領を委任することなく、申立人本人が受領したと記載されているところ、自分の名前を誤記することは考え難い。

また、出納官吏事務規程第 38 条によれば、「資金前渡官吏は、債権者から支払の請求を受けたときは、その請求は正当であるか、資金交付を受けた目的に違うことがないかを調査し、その支払をし、領収証書を徴さなければならない。」と規定され、申立人の退職時期に近い同僚の領収書には、正当な受取人であることを確認した内容を示す表示があるところ、申立人の領収書には当該表示は無いことから、脱退手当金の領収について、適切な調査を行っていなかった可能性が高い。

さらに、申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示があるところ、この表示は他の同僚の表示と比較して異なっており、正規の手続による表示と認めることを躊躇せざるを得ない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

国民年金保険料を一括納付したら最初から納付したことになるという話を聞き、夫がA市役所又はB町役場で保険料をまとめて納付した記憶がある。まとめて納付した金額は、当時、負担を感じるほど大きな金額ではなく、手元にあったお金から納付したので、申立期間について未納となっていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、第1回特例納付（昭和45年7月から47年6月まで実施）により申立期間の保険料を納付したと主張しているものと認められる。

しかし、申立人に事情聴取及び文書照会により、当時の状況を確認したが、申立人の申立期間の保険料の納付時期及び納付金額に関する記憶は明確ではない。

また、納付場所についても、申立人はA市役所又はB町役場としているが、住民票から申立人のA市在住は昭和44年12月まで（45年1月にB町に転入）であることが確認でき、申立人が同市で第1回特例納付により申立期間の保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、B町転入時に昭和44年度分を一括納付しているが、この記憶が無いことなどからも、申立期間の一括納付と当該一括納付の記憶が混同していることも考えられる。

加えて、申立人に別の国民年金手帳番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

国民年金保険料を一括納付したら最初から納付したことになるという話を聞き、A市役所又はB町役場で保険料をまとめて納付した記憶がある。まとめて納付した金額は、当時、負担を感じるほど大きな金額ではなく、手元にあったお金から納付したので、申立期間において未納となっていることには納得ができない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は第1回特例納付(昭和45年7月から47年6月まで実施)により申立期間の保険料を納付したと主張しているものと認められる。

しかし、申立人に事情聴取及び文書照会により、当時の状況を確認したが、申立人は申立期間の保険料の納付時期、納付金額に関する記憶は明確ではない。

また、納付場所についても、申立人はA市役所又はB町役場としているが、住民票から申立人のA市在住は昭和44年12月まで(45年1月にB町に転入)であることが確認でき、申立人が同市で第1回特例納付により申立期間の保険料を納付することはできない。

さらに、申立人はB町転入時に昭和44年度分を一括納付しているが、この記憶は無いことなどからも、申立期間の一括納付と当該一括納付の記憶が混同していることも考えられる。

加えて、申立人に別の国民年金手帳番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和34年7月から44年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年7月から44年8月まで  
昭和34年か35年の夏にA区役所で国民年金の加入手続をして、集金人に1、2か月に1回、保険料を払っていたので、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和34年か35年の夏に国民年金加入手続をし、国民年金保険料を納めていたとしているが、国民年金制度の発足は36年4月であり、それ以前に保険料を納付することはあり得ない。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年9月に任意加入者として払い出されており、このことは申立人が所持する国民年金手帳の記載とも一致する。この時点を基準にすれば、申立人は申立期間には国民年金未加入者となり、制度上、任意加入者はさかのぼって国民年金に加入することはできず、保険料を納付することはできないことから、申立人が申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立人の申立期間に係る保険料の納付方法、納付時期、納付金額等についての記憶が曖昧である上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から50年9月まで

平成13年5月、夫の逝去により社会保険事務所に行った時、申立期間の未納を知った。婚姻(昭和48年10月)後にA市に転入し、同市役所で国民年金加入の手続を行った。加入後は50年10月に夫の転勤でB国に行くまで、集金に来た人に保険料を納付していた。国民年金手帳や領収書は、帰国の際、同国でコンテナごと荷物が盗難にあったため、納付を証明するものは無いが、申立期間が未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金の任意加入手続をしたとするA市において、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、同市に申立人の被保険者名簿も残存しないことから、申立人は同市において国民年金に任意加入していなかったものとみられる。

また、申立人は、A市において、1か月ごとに市の職員に集金に来てもらっていたと主張しているが、同市では、申立期間当時、国民年金保険料の収納方法は3か月ごとの納付書方式で、保険料納付場所は金融機関であったとしており、集金による保険料収納は行われていなかったことから、申立人の主張と異なる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から40年3月まで

私は、申立期間当時、織物業を営んでおり、町内会長をしていたので、立場上、自分もあらかじめ国民年金に加入して、町内会員に加入を勧めていた。国民年金保険料は、自宅で、役場から依頼された人に月100円を2か月か3か月ごとにまとめて支払った。国民年金手帳は交付してもらったが、今は残っていない。領収書等の納付が確認できる資料をもらったかどうかについては記憶が無い。申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無いが、申立期間について未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は42か月と長期間である上、申立人が当時、一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻も申立期間は未納である。

また、申立人は、申立期間の保険料月額が100円であったとしているが、申立人は昭和37年2月に35歳に到達し、この時点で保険料月額は150円に改定され、申立期間のほとんどの保険料月額は150円であり、申立人の記憶は曖昧である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月及び同年6月

私は、平成4年5月に転職したが、厚生年金保険の資格取得日は同年7月1日とされた。この間、国民年金の加入手続を行っていなかったが、6か月ぐらい後に納付書が届いたので、A町役場内にある銀行の窓口で2か月分の保険料を納付した。申立期間について納付を証明できるものは無いが、納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続を行っていないとしている。

また、社会保険庁のオンラインシステム記録では、申立人が、申立期間に国民年金の資格（第1号被保険者）を取得した記録は無く、当時、申立人が居住していたA町において申立人が国民年金に加入した記録も確認できない。

以上のことから、申立期間は国民年金の加入手続が行われていない無資格期間であり、無資格期間について納付書が送付されることは無いことから、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、申立人は、納付したとする国民年金保険料額についての記憶は無いほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から54年1月までの期間及び56年3月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月から54年1月まで  
② 昭和56年3月

申立期間当時、私は厚生年金保険に加入していたが、国民年金の資格喪失の手続を行っていなかったため、夫の銀行口座から私の分の保険料が引き落とされていた。社会保険庁からは、申立期間の保険料は還付済みであると説明を受けたが、私は還付請求書の用紙を受領していないし、保険料も還付されていない。

また、平成3年ごろにA市で交付してもらった過去納付記録という資料では、申立期間については、保険料が還付された表示「カ」ではなく、「ソ」と記載されている。申立期間の保険料が還付されていないことを認め、還付してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年当時のA市役所の過去納付記録の申立期間の表示は、国民年金保険料が還付されたことを示す「カ」の表示ではなく、「ソ」と表示されていることから、当該期間の保険料は還付されていないことを示していると主張している。この点について、同市では、過去納付記録は、従前の電子計算機システムのデータであるため詳細は不明であるが、被用者年金保険と国民年金の重複加入により国民年金保険料を還付した場合の電子計算機への入力は、「カ」（還付の表示とみられる）、「ソ」（資格喪失の表示とみられる）のどちらを使用するか、時期や担当者により異なる可能性があるとしており、当該記録が「ソ」と表示されていることをもって、保険料が還付されていないことを示しているとは言えない。

また、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）に

より、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことが確認できる。

しかし、社会保険庁のオンラインシステム記録では、申立期間①及び②は厚生年金保険被保険者期間であったことが記録されているほか、被保険者台帳においても、これら期間は国民年金の資格喪失後の期間であったことが記録されている。

さらに、申立人は、昭和 57 年 9 月分の国民年金保険料の還付を行った時期より前に、市役所で国民年金の資格の取得、喪失及び保険料の還付の手続を行ったことは無いとしているが、被保険者台帳には、申立期間①の始期である 53 年 4 月 10 日の資格喪失手続が 54 年 3 月に行われたことなどが記載されており、申立人の説明と異なる。

以上のことから、申立期間の国民年金保険料が納付された後に、当該期間が厚生年金保険被保険者期間であったことが判明したものと考えられ、保険料が還付された事由について、不自然な点は見受けられない。

加えて、社会保険庁が保管する還付整理簿には、申立期間の国民年金保険料の還付金額、還付事由、還付決定日及び支払日が明確に記載されている。この還付整理簿の記録は被保険者台帳の還付に係る記録とも一致し、その記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から59年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から59年2月まで  
会社を辞めてからしばらく経って、市役所へ行き、国民年金の加入手続を行った。その間も保険料を納付していたはずである。納付していなかったことは絶対無いと思うが、領収書等は無い。保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人は、昭和57年4月7日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、59年3月19日に国民年金に任意加入したと記録されており、申立人が所持する国民年金手帳でも、同日に任意加入の資格を取得したことが記載されている。

このため、申立人は、昭和59年3月に国民年金の任意加入手続を行ったものと推認され、このことは、会社を退職して1、2年後に加入手続を行ったとする申立人の説明と一致する。

以上のことから、申立期間は、国民年金の任意加入手続前の無資格期間であり、市役所が無資格者に対し納付書を発行することは無く、加入手続を行っていなかった申立人が保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立期間は任意加入の対象期間であるが、制度上、任意加入対象期間については、加入手続の時点からさかのぼって資格取得することはできず、保険料を納付することもできない。

さらに、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年7月から62年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月から62年8月まで

私の国民年金加入手続は、妻が昭和50年10月にA市役所で行った。私の銀行預金口座から57年7月から62年8月までの国民年金保険料が引き落とされているが、これは私が納付した保険料である。当時、私は厚生年金保険に加入していたが、国民年金保険料も納付していたので、申立期間の保険料が納付されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行っておらず、その妻が行ったとしているが、申立人の妻も申立人の加入手続を行ったことは無いとしている。

また、社会保険庁のオンラインシステム記録では、申立人が国民年金の資格を取得した記録は無く、A市で、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出されていた記録も見当たらない。

以上のことから、申立人は国民年金に加入しておらず、A市が、国民年金に加入していない申立人の保険料を預金口座から振替により徴収していたとは考え難い。

さらに、申立期間当時、申立人の家族のうち申立人の妻が国民年金に加入しており、保険料も納付していたことが確認できることから、申立人の預金口座から振替により徴収されていた保険料は、申立人の妻に係るものであったと考えるのが自然である。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を口座振替により納付していたことを示すものとして提出した預金通帳（写）以外に、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年5月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月から42年3月まで

両親、兄、姉、兄の妻と私が個人経営の縫製業を営んでおり、亡母が国民年金の加入手続を行い、家族全員分の保険料を町内会の班長に納付してくれていた。兄の妻の分が納付されているのに、実の子の私の保険料が納付されていないはずがない。保険料の納付の事実を確認できる資料は無いが、家業は順調で保険料を納付できないはずがないので、申立期間の保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これらを行ってくれたとするその母親が死亡しているため、その状況について確認することはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の婚姻後の姓によりA市B区で昭和42年5月18日に払い出されており、申立人の所持する国民年金手帳の発行日も同年4月20日であるほか、申立期間当時に申立人が居住していたC市で別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このため、申立人の国民年金加入手続は42年4月ごろに行われたものと推認され、申立期間当時は未加入であったことから、その当時に申立人の母親が申立人の保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間のうち昭和40年1月から42年3月までの保険料を過年度納付及び現年度納付することが可能であったが、申立人は、過去の保険料をまとめて納付したことは無いとしているなど、当該期間の保険料の過年度納付及び現年度納付が

行われていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

加えて、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年5月から同年8月までの期間及び39年4月から55年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和38年4月及び同年9月から39年3月までの期間の国民年金保険料納付記録を訂正する必要は無い。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から55年12月まで  
平成19年10月に私の年金の記録について照会したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。  
しかし、申立期間について納付が分かるものは無いが、納付していたと思うので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年12月に払い出され、38年4月22日を資格取得日として強制加入し（社会保険庁の記録によれば、申立人の昭和38年度分の国民年金保険料は納付済期間であったが、平成19年10月に昭和38年5月から同年8月までの期間については、厚生年金保険加入期間と重複して納付していることが判明したため、国民年金保険料が還付され、これに併せて同年5月17日資格喪失、同年9月22日資格取得の記録訂正が行われている。）、39年4月1日に資格を喪失している。そして、申立人は同日にA共済組合の加入資格を取得し、57年9月30日に同共済組合の加入資格を喪失していることから、申立期間のうち39年4月から55年12月までは同共済組合に加入していることが確認できる。

また、申立期間（以下、申立期間から前述した社会保険庁に納付記録がある昭和38年度を除いた昭和39年4月から55年12月までの期間とする。）の国民年金加入状況及び保険料の納付状況について、申立人が高齢であることなどから、申立人に直接事情聴取は行えない上、代理人を通じての聴取においても、

申立人が申立期間当時に国民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見いだせず、このほかに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情や、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)も無い。これらのことから、申立期間当時の申立人の加入状況及び納付状況については全く不明であり、申立人は申立期間について国民年金には加入していなかったと推認され、申立人が申立期間について保険料を納付したとは考え難く、この点について申立人の代理人は納得している。

さらに、前述したとおり、昭和 38 年度は社会保険庁の記録によれば納付済期間(その一部は厚生年金保険加入期間との重複により還付されている)であり、申立人は、この期間について重複して国民年金保険料を納付したと主張していないため、申立期間とは認め難く、この点についても申立人の代理人は納得している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が昭和 38 年 5 月から同年 8 月までの期間及び 39 年 4 月から 55 年 12 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、昭和 38 年 4 月及び同年 9 月から 39 年 3 月までの期間については、社会保険庁の記録では、国民年金保険料が納付済みとなっており、納付記録に問題は無い。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの期間、39年10月から40年4月までの期間及び46年4月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで  
② 昭和39年10月から40年4月まで  
③ 昭和46年4月から47年3月まで

私は、申し立てている期間について、A市外へ住民登録の異動を行ったことは無い。

申立期間①及び②については、区役所から30歳か40歳の女性の集金人が自宅に来ていたので、私が、私と夫の国民年金保険料を併せて納付していた。

また、申立期間③についても、区役所から年配の男性の集金人が自宅に来ていたので、私が同様に、私と夫の国民年金保険料を併せて納付していた。

なお、夫は、申立期間①、②及び③について、昭和55年6月に特例納付したことになるとのことだが、私は、特例納付をした覚えは無く、申立期間①、②及び③については、すべて、夫の分と併せて保険料を間断無く集金人に納付していることから、保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間①、②及び③（以下、「申立期間」という。）においてA市外へ住民登録異動を行ったことは無い旨主張している。

しかし、申立人の申立期間における住所は、申立人が転籍していることから、申立人の現住所（本籍地に同じ）における住民票の「従前の住所」である昭和47年4月21日以前のA市B区以外は不明であるものの、この住民票によれば、申立人が同市の住民となった日が40年3月26日とされており、同日前に申立

人は同市以外の市町村に住民登録があったことが確認でき、申立人の記憶と異なる。

また、申立人は、これらの住民登録異動に伴う国民年金関係手続の記憶や保険料納付に関する記憶が曖昧である上、申立人の夫は高齢であることから申立期間当時の納付状況について聴取することができない。これらのことから、申立人の申立期間当時の納付状況については全く不明である。

さらに、社会保険庁の記録によれば、申立人の夫は昭和 55 年 6 月 28 日に、申立期間が含まれる 36 年 4 月から 40 年 4 月までの期間及び昭和 46 年度の保険料を特例納付している事実が認められることから、申立人が申立期間について、その夫の分も併せて保険料を間断なく集金人に納付していたと述べていることと矛盾がある。そして、申立人に特例納付についての記憶が無いということであれば、その夫が、自ら特例納付したということになるが、それでは、申立人が、申立期間の全期間について、その夫の分と併せて保険料を集金人に納付していたとする申立内容と整合性を欠くことになる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から43年4月までの期間、46年12月から48年6月までの期間、48年10月から50年9月までの期間及び52年6月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年5月から43年4月まで  
② 昭和46年12月から48年6月まで  
③ 昭和48年10月から50年9月まで  
④ 昭和52年6月から53年3月まで

私は、昭和41年5月にそれまで勤務していた会社を退職し、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した。退職の際に会社の労務担当者から国民年金に加入することは国民の義務であると言われていたので、退職後すぐにA市役所で加入手続を行った。納付した金額や納付の頻度の記憶は無いものの、同市役所で保険料を現金納付し、国民年金手帳に印を押してもらった記憶がある。

その後、厚生年金保険被保険者の資格を喪失するたびにA市役所で国民年金の加入手続を行い、これについても納付していた金額の記憶や納付の頻度の記憶は無いものの、同市役所で保険料を納付した。

昭和52年3月から同年5月までの期間については、納付が遅れたのでまとめて納付した記憶はある。

しかし、それ以外の国民年金に加入していた期間については市役所できちんと納付していたため、未納は無いはずであり、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職（昭和41年5月）後に加入手続をし、A市役所で保

険料を納付し国民年金手帳に印を押してもらい、その後、申立期間②、③及び④についても、厚生年金保険加入資格を喪失した都度、同市役所で国民年金加入手続を行ったとしている。

しかし、申立人には、申立期間①、②、③及び④を通じての保険料月額についての記憶は無い上、国民年金加入時に交付されたとする国民年金手帳の色や、厚生年金保険加入資格を喪失し、国民年金に再度加入する手続を行った際の記憶も曖昧であることから、申立人の申立期間①、②、③及び④を通しての加入状況や納付状況は全く不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 53 年 8 月 3 日に払い出されており、その資格取得日は 52 年 3 月 1 日で強制加入となっている。このほかに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないため、申立期間①、②及び③において、申立人は国民年金に加入していなかったこととなり、申立人が申立期間①、②及び③の保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立期間④については、申立人の国民年金手帳記号番号払出日を基準とすると過年度納付が可能であるが、申立人には申立期間④の直前の昭和 52 年 3 月から同年 5 月までの分の過年度納付(社会保険庁の記録では 53 年 12 月に納付)の記憶はあるものの、申立期間④を過年度納付した記憶は無いことから、申立人が当該期間について過年度納付したとも考え難い。

加えて、申立人は申立期間①、②、③及び④を通して A 市からの転出は無く、申立人が申立期間①、②、③及び④のすべてについて現年度で保険料を納付していたと仮定しても、同一市において約 12 年間に 77 か月もの長期間にわたって納付が記録されないことは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から42年4月までの期間及び43年7月から47年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年2月から42年4月まで  
② 昭和43年7月から47年2月まで

私は、昭和41年ごろにA町役場で国民年金に加入したが、この時に国民年金手帳を交付された記憶は無い。

しかし、申立期間の保険料については、納付した金額の記憶は無いものの、納めていたはずであり、B農業協同組合を退職した時の退職金の中からA町役場の窓口で一括納付した記憶もある。このため、申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和41年ごろにA町役場で国民年金に加入したとしているが、この時に交付される国民年金手帳について交付された記憶は無いとしている上、納付した保険料額についても記憶が無いとしていることから、申立人の申立期間①及び②（以下、「申立期間」という。）の加入状況及び納付状況は全く不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和59年2月28日に任意加入被保険者として払い出されている。このことは、申立人が所持する制度共通の年金手帳の国民年金欄の「初めて被保険者となった日」が同年1月7日となっていることとも符合し、その当時、申立人の夫が厚生年金保険被保険者であったことから考えても不自然な点は認められない。

さらに、申立期間においても申立人は任意加入の対象であったが、任意加入者は制度上、さかのぼって資格を取得することはできず、このほかに申立人へ別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当た

らないことから、申立人は申立期間について国民年金に未加入であったこととなり、申立人が申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

加えて、申立人がB農業協同組合に勤務しC共済組合に加入していた期間は昭和47年3月から58年12月までであり、退職金を受領したのは少なくとも同年12月以降と考えられ、この時点では、特例納付期間（最終の特例納付実施期間は、53年7月から55年6月まで）は終了しており、申立期間の保険料は時効により納付できない。申立人が同農業協同組合に勤務していた期間は47年3月から58年12月までの期間以外には無く、これらのことから、申立人が主張する申立期間の保険料についてさかのぼって納付することはできないと推認される。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月から50年3月まで

私は、昭和43年6月ごろ、夫がA市に分譲住宅を購入したので、B市からA市へ転入した。このためA市C出張所へ転入届を提出に行った。この時、女性職員から「国民年金に加入してもらわないといけない。」と言われたので、その場で加入し、それ以後は保険料の納付を続けてきた。加入した時の国民年金手帳や申立期間の保険料の納付方法等については詳細には記憶が無く、納付していたことを示すものも無いが、保険料は納付していたので、申立期間について未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人には、加入した時に交付される国民年金手帳の記憶は無い上、申立期間の保険料納付方法等に関する記憶も無いことから、申立人の申立期間の加入状況や保険料納付状況は全く不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市で昭和50年4月1日に任意加入被保険者として払い出されており、同市の国民年金被保険者名簿も同様の記録となっている。

さらに、申立人の夫は、その当時、厚生年金保険被保険者であったことから、申立人の国民年金手帳記号番号払出しに不自然な点は認められない。

加えて、申立期間においても、申立人は任意加入の対象であったが、任意加入被保険者は制度上、さかのぼって資格を取得することはできないことから、申立人は、申立期間当時において、国民年金に加入していなかったこととなり、申立人が申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

その上、申立人は、申立期間中においてA市から他市町村への転出入は認められず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせ

る事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 8 月 20 日から 35 年 6 月 28 日まで  
② 昭和 38 年 7 月 21 日から同年 10 月 1 日まで  
③ 昭和 40 年 7 月 24 日から 41 年 4 月 1 日まで  
④ 昭和 41 年 4 月 2 日から同年 11 月 1 日まで  
⑤ 昭和 41 年 11 月 1 日から 42 年 3 月 1 日まで  
⑥ 昭和 44 年 4 月 7 日から同年 6 月 1 日まで

申立ての 6 社については、5 年前から 3 回期間調査の依頼をしたが、該当の記録が無いとのことであった。6 社の代表者及び同僚の名前を記憶しており、勤務していたことは間違いない。厚生年金保険料も給与から控除されていたはずであるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、同僚の証言から判断すると、申立人は、当時、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A 社が適用事業所となったのは昭和 39 年 1 月 24 日からであり、それまでは厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人が記憶していた同僚 4 人中、昭和 39 年 1 月 24 日に厚生年金保険の被保険者となった同僚 3 人は、「当時は個人経営の事業所だったので、厚生年金保険には加入していなかった。」と証言している。

申立期間②については、B 社の回答等から判断すると、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B 社は、3 か月間の試用期間を設けていた旨回答しており、申立人の厚生年金保険の加入記録と符合する。

また、申立人と同様に、C 社の職歴がある同僚二人の加入記録も、前職退職日と B 社での資格取得時期との間に空白期間があり、試用期間があったものと

考えられる上、同僚の一人は、「当時は、試用期間を設けるのが当たり前であった。」と証言している。

申立期間③については、同僚の証言から判断すると、申立人が、D社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険の整理番号に欠番は無く、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は見られない。

また、当時、厚生年金保険に加入せずに働いていた同僚の証言により、D社では、長期勤務を前提としない中途採用の職人については、厚生年金保険に加入させない取扱いがあったことがうかがえる。

申立期間④については、同僚の証言から判断すると、申立人がE社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、E社の回答によると、「当時の厚生年金保険の取扱いは、本人の意見を尊重し、加入を希望しない者や、長期勤務の意思が無いと思われる者については、厚生年金保険に加入させていなかった。」としている上、申立人の記憶していた同僚についても、入社時期と厚生年金保険の加入時期がずれている者が確認できることから、同社では、任意に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

また、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険の整理番号に欠番は無く、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は見られない。

申立期間⑤については、F社の回答から判断すると、申立人は、昭和42年10月11日以前に同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、F社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和42年10月20日からであり、それまでは適用事業所ではなかったことが確認できる。

申立期間⑥については、F社の回答では、「申立人は、昭和42年の法人化前には働いていたが、その後、再就職したことは覚えていない。」としている上、申立人の記憶していた同僚の一人は、「申立人のことは知っているが、F社で同時期に働いたことは無い。」と証言している。

また、申立人が名前を挙げた同僚の一人についても、F社において厚生年金保険被保険者としての記録は確認できない。

さらに、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険の整理番号に欠番は無く、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は見られない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月から 42 年 3 月 1 日まで

A社の厚生年金保険被保険者期間は、1か月間であるとのことだが、私は、1年程度勤務したと記憶している。オンライン記録の入力ミスにより、本来の被保険者期間である11か月が、1か月と入力されたと考えられるので、本来の被保険者期間に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から判断すると、申立人は、昭和 42 年 3 月 1 日以前からA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、同僚が、「当時は、厚生年金保険に加入しない働き方もできた。」と証言していることを踏まえると、申立人についてもそのような取扱いがあった可能性がある。

また、当時の事務担当者は既に他界しており、申立人に係る厚生年金保険の適用方法及び保険料控除の事実が確認できない。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票と社会保険庁の記録は一致しており、申立人が主張するような入力ミスがあったとは認められない。

加えて、申立人は、申立期間に他の事業所での勤務についても申し立てていることから、記憶は曖昧であり、申立内容は矛盾していると言わざるを得ない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年10月ごろから26年3月1日まで  
② 昭和26年5月30日から同年7月1日まで  
③ 昭和26年9月12日から同年11月5日まで  
④ 昭和27年3月1日から31年10月15日まで

昭和25年10月ごろから次の職場に替わる26年11月までの約1年間は、A社という運送会社でトラックの助手として雇われた。二人一組で作業をし、組んだ相手とは2か月くらい一緒に作業をした。作業相手が5人くらい代わった覚えがあるので、最低でも10か月は在籍したことになる。途中で作業内容が変わった覚えも無いので、欠落している厚生年金保険の被保険者期間を訂正してほしい。

また、B社を辞めて、すぐC社に入社した。私は、同社で、船から荷物を下ろし、トラックへ積み替える作業をしていた。Dグループに所属し、昭和31年10月15日まで働いた。社会保険料も給与から引かれていたはずであるので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までについては、申立人は、二人一組で働いたという同僚の名前を記憶しておらず、社会保険事務所に保管してある健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている同僚の中にも申立人を記憶している者がいないことから、A社における申立人の勤務実態を確認することはできない。

また、A社に係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和26年3月1日に被保険者資格を取得し、同年5月30日に喪失、その後、同年7月1日に再取得し、同年9月12日に喪失している

ことが確認できる上、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届や喪失届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の取得及び喪失の届出を行ったものと考えられる。

申立期間④については、申立人の証言内容及び同僚の証言から判断して、申立人は、C社に勤務していたと推認できる。

しかしながら、C社は、「当時の資料は現存せず、厚生年金保険の届出及び納付ともに不明。」としており、申立人が勤務していた状況及び厚生年金保険の加入状況は、いずれも確認できない。

また、申立期間当時に被保険者となっていた同職種の従業員は、「現場作業員の中には、全く同じ仕事をしていても、厚生年金保険に加入している者と加入していない者がいた。」と証言している。

さらに、C社に係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いなど、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は認められない。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年10月から29年12月まで

私は、前の会社が倒産した後、姉の紹介でA社に入社し、昭和26年10月ごろから結婚退職する29年12月まで働いていた。在職中の給与から厚生年金保険料が控除されていたのを記憶しており、同僚には加入記録があるのに自分には記録が無いことに納得できない。当該期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社B支店で一緒に働いていた同僚の証言から判断して、申立人が、申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は昭和54年10月1日に全喪しており、申立期間における申立人の在籍期間及び厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料は無い。

また、A社での同僚の一人は、「申立人は自分より後に入社してきたが、どのような雇用形態であったか分からない。」と証言しており、他の同僚については連絡先不明のため証言が得られない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年2月21日から同年4月16日まで

私は、昭和34年4月から36年4月までの期間、A社B支店で働いていた。途中退職したことは無く、申立期間における厚生年金保険被保険者記録が欠けていることに納得できないので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の在職証明書及び同僚の証言により、申立人が、申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社に保管されている資料によると、申立期間においては、申立人は、従前の「常用人夫」から「臨時傭員」に社員区分が変わって勤務していたことが確認できるところ、同社では、「臨時傭員」については2か月から6か月の試用期間を設けていた旨回答している。

また、A社B支店の被保険者名簿において、申立人と同一日付けで資格喪失及び再取得している者が3人存在し、全員について「常用人夫」から「臨時傭員」に社員区分が変わっていることが確認できることから、同社では、社員区分を変更する際には、厚生年金保険被保険者の資格を喪失させ、その後、試用期間を経て再度資格を取得させる取扱いをしていたものと推定される。

このほか、申立人が、厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険の被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 1 月 1 日から 21 年 2 月 3 日まで  
昭和 19 年 12 月に学校を卒業し、20 年 1 月 1 日に二等航海士として A 社に入社した。保険料を控除されていたことを証明するものは無いが、申立期間について船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社への入社の際等に関する申立人の証言が具体的であり、かつ申立人が記憶している名称の船舶が実在していたことから判断して、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、船員保険法では、「船員法に規定する船員として船舶所有者に使用される者が被保険者になる。」と定義されている。そこで、船員法における船員の規定をみると、船員とは、「日本船舶等に乗る組む船長及び海員並びに予備船員をいう。」と、また、予備船員とは、「前述の日本船舶等に乗る組むため雇用されている者で、船内で使用されていない者をいう。」と定義されているところ、申立人は、「昭和 20 年 3 月 10 日から乗船した。」と述べており、申立期間のうち同年 1 月 1 日から同年 3 月 9 日までににおける状況は、予備船員であったと推定されるが、船員保険法において予備船員を被保険者とすることになったのは、同年 4 月 1 日の法改正以降であるため、当該期間は船員保険に加入できなかったものと考えるのが相当である。

また、申立期間のうち昭和 20 年 3 月 10 日から 21 年 2 月 3 日までの期間については、A 社船員課では、「会社に保管する船員カードの中に申立人の記録は無い。」と証言している。

さらに、申立人が同僚及び上司として名前を挙げた 4 人については、申立人と同じ学校を卒業して A 社に採用された二人は、既に死亡又は申立人のことを

覚えていない。残る二人については、名字のみの記憶であるため当該者を特定することができず、申立ての事実を確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 1091

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 21 日から同年 5 月 1 日まで

私は、昭和 34 年 3 月 1 日に高校を卒業し、同月 21 日に A 社に営業員として入社し、同年 4 月 30 日に親会社の B 社に異動した。当該期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

また、社会保険事務所保管の A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

さらに、A 社の承継会社の B 社によれば、「当時の事務担当者は既に死亡しており、資料等は廃棄済みのため、不明。」との回答である。

加えて、同僚は、申立人が A 社に勤務していたことは認めているものの、「申立人の厚生年金保険料の控除については分からない。」と証言していることと、他の同僚は、「採用日と厚生年金保険加入日に相違がある。」と証言していることから、当時、同社では、採用と同時に厚生年金保険に加入させていなかったと推認される。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで  
② 昭和 33 年 12 月 1 日から 34 年 8 月 1 日まで

私は、昭和31年3月にA学校に入学が決まった際、会社に勤務しながら学校に通うことが入学条件と聞いたので、学校の紹介でB社に見習いとして同年4月から勤務していた。

しかし、厚生年金保険の記録によると、資格取得日は昭和31年8月1日であり、申立期間①は記録が無い。

また、申立期間②については、B社よりも給与が高く、寮もあるということで同社を退職し、昭和33年12月からC社に勤務していたが、資格取得日が34年8月1日とされている。

申立期間①及び②に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険事務所が保管している申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票及び厚生年金保険被保険者名簿の記録によると、申立人の資格取得日は、いずれの記録も昭和31年8月1日であることが確認でき、社会保険事務所の記録に不自然な状況は見当たらない。

また、社会保険事務所が保管しているB社の昭和30年5月から31年8月までの厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

加えて、申立期間当時にB社における厚生年金保険の加入記録のある者に聴

取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる有力な証言を得ることはできない。

申立期間②については、社会保険事務所が保管している申立人に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者名簿の記録によると、申立人の資格取得日は、いずれの記録も昭和34年8月1日であることが確認でき、社会保険事務所の記録に不自然な状況は見当たらない。

また、社会保険事務所が保管しているC社の昭和33年11月から34年8月までの厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人は、申立期間当時の上司について、「自分がC社に勤務した昭和33年12月には在籍していた。」としているが、社会保険事務所の記録によると、その上司の厚生年金保険の資格取得日は34年6月8日であることが確認できるとともに、ほかの同僚についても、同社における資格取得前の期間が空白となっている者が見受けられることから、申立期間当時、同社においては、採用と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いを必ずしも励行していなかったことがうかがえる。

加えて、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月から数年間

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に係る記録については、昭和19年6月1日から同年6月2日までの加入記録はあるものの、19年10月以前の期間であるため、年金額には反映されない旨の回答をもらった。

しかし、A社には数年間勤務し、保険料を徴収されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立人はA社において、昭和19年6月1日に資格取得、同年6月2日に資格喪失しているが、在勤期間が1日であるのは不自然である上、申立人の長男が「母は、女学校卒業後の18歳ごろから働き始めた。」としていることから、申立人は同年6月以前から同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、女性が厚生年金保険の対象とされたのは昭和19年6月1日（保険料徴収は同年10月1日から）であり、仮に、それ以前からA社に勤務していたとしても、同年9月以前の期間は厚生年金保険の支給対象期間とは認められない。

また、A社が保管している昭和19年10月23日付けの厚生年金保険被保険者資格喪失届の写しによると、申立人は同年6月2日に退職により資格喪失していることが確認でき、社会保険事務所が保管している申立人に係る被保険者名簿の資格喪失日の記録と符合し、社会保険事務所の記録に不自然な状況は見当たらない。

さらに、社会保険事務所が保管している申立期間に係るA社の厚生年金保険被保険者名簿の昭和19年6月2日以降の資格取得者を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、同僚から申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる証言を得ることもできない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年8月13日から47年3月1日まで  
② 昭和47年9月10日から50年12月21日まで

私は、A社に昭和46年8月から47年2月まで、B社に47年9月から50年12月まで勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間が間違っただけで記録されているので訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の事業主は、「昭和46年8月に厚生年金保険の適用事業所となったが、申立人は同年9月に退社している。」としているところ、社会保険事務所の記録によると、申立人は、同年8月16日に資格取得、同年9月13日に資格喪失していることが確認でき、事業主の証言と社会保険事務所の記録は符合している。

また、社会保険事務所が保管しているA社の昭和46年9月13日から47年4月26日までの厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、ほかに申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、社会保険事務所が保管している申立人に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の資格取得日は、いずれの記録も昭和46年9月13日であるとともに、払出時期は同年10月14日であることが確認でき、社会保険事務所の記録に不自然な状況は見当たらない。

また、申立人の雇用保険の記録によると、事業所名は不明であるものの、昭

和46年9月13日に資格取得、49年12月20日に離職の記録が確認でき、B社に係る厚生年金保険の記録（46年9月13日資格取得、49年12月21日資格喪失）と符合している。

さらに、申立人が申立期間②のうち、昭和49年12月21日から50年12月21日の期間に係る厚生年金保険料をB社の事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、ほかに申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 1 月から 37 年 1 月まで

私は、申立期間についてA社か、その中であつたほかの事業所に勤務していた。当時、同僚と一緒に撮影した写真もある。申立期間当時は勤務先を変つたとしても、1年余りも働かないようなことは無かつた。事業主に厚生年金保険料を控除されたことが確認できる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であつたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に勤務していたとする事業所について、A社又は事業所名は不明であるが同社の中にあつた事業所であつたとしているところ、申立人が昭和 37 年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得しているB社が、A社の取引先として同社の中で事業を行つており、また、申立人についても申立期間当時に同社に勤務していた記憶があるとしていることから、申立てに係る事業所はB社であると思われる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、B社は、昭和 37 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となつており、申立期間当時は適用事業所ではなかつたことが確認できる。

また、申立人は、写真に写っている同僚の氏名等を記憶しておらず、これらの同僚とは連絡が取れないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる証言を得ることもできない。

なお、申立人と同時期の昭和 37 年 2 月 1 日にB社における厚生年金保険の資格を取得した 14 人について、同社以前の年金記録を確認したが、A社で厚生年金保険被保険者となつていた者は確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを確認できる関連資料は無く、ほかに申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 8 月 18 日から 33 年 5 月まで

私は、A社を退社して、すぐにB社に入社し、33年5月まで同社で勤務していた。給与から保険料を控除されていたことを証明するものは無いが、間違いなく勤務していたので当該期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社の申立期間当時の同僚が、申立人が同社において勤務していた旨の証言をしていることから、申立人が申立期間の一部について同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等は無く、当該控除に関する申立人の記憶も不明確である。

また、B社の総務担当者から、「昭和30年の当社設立当時から厚生年金保険加入記録及び履歴書の保存があるが、申立人の加入記録は無く、履歴書も無い。また、30年代は臨時従業員と請負従業員が多数おり、その方々の厚生年金保険の加入は無かったようです。」との回答があった。

さらに、申立期間に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 1097

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 10 月 1 日から 35 年 3 月 31 日まで

私は、昭和32年10月ごろに公共職業安定所の紹介でA社に臨時雇用社員として入社した。当時は定時制高校に通っており、35年3月に卒業するまで同社で勤務した。

申立期間当時、1,000人以上の社員を管理していたA社の人事担当者が、臨時社員であっても社会保険に加入させなければならないことを知らなかったとは考えにくい。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時に、申立人と同じ定時制高校に通学したとする同僚の証言により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はない。

また、A社は、「昭和33年度から34年度の正社員名簿に申立人の氏名は無いので、臨時雇用された者であったと考えられ、申立期間当時において、臨時雇用された者は厚生年金保険の加入は無かった。」旨の回答をしている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月1日から48年10月8日まで  
私は、申立期間にA社に勤務し、食品の製造工程の一部で働いていた。  
年金記録が無いが、申立期間に社会保険で病院へ行った記憶があるので、  
厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の一部に雇用保険の記録があること、及びA社が保管する申立人の入社及び退職に関する人事記録があることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等は無く、当該控除に関する申立人の記憶も不明確である。

また、A社は、申立人が臨時雇用であった旨回答している。

さらに、入社時の人事記録の失業保険欄には記載があるが、厚生年金保険欄の記入が無いこと、及び退社時の人事記録の退職理由欄に「家事都合により(パートに変更)」との記載があり、申立人がA社において厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

加えて、社会保険を使用し病院へ行ったとするが、社会保険事務所の記録から、申立期間について、申立人は配偶者の被扶養者となっていたことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 1099

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月から 38 年 3 月 1 日まで

私は、A社に昭和 37 年 5 月から勤務したが、厚生年金保険の加入記録は、B社に転職する前の 38 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までしかない。厚生年金保険料の控除のことは、はっきり覚えていないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の申立期間当時の同僚が、期間は不明としながら申立期間に同社に在籍していた旨証言をしたこと、及び申立人が保管する写真から、申立期間について申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等は無く、当該控除に関する申立人の記憶も不明確である。

また、A社は当時の関連資料等の保存は無く、当時の事業主も他界しており証言を得ることができない。

さらに、社会保険事務所の記録上、申立期間に係るA社の厚生年金保険被保険者原票について、整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 愛知厚生年金 事案 1100

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録について、訂正する必要は認められない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月1日から32年3月1日まで

A社は、私が昭和22年ごろに個人事業所として創業し、後に株式会社となった会社である。申立期間中に、盲腸炎等で健康保険証を使って病院にかかった記憶がある。社会保険に加入していなかったはずがないので、この期間が厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

商業登記簿により、申立人は、昭和29年9月6日にA社が個人事業から法人となった際、同社の代表取締役であったことが確認できることから、申立人が申立期間当時、同社に在籍していたことは推認できる。

しかし、申立人は、申立期間当時、A社の代表者（法人登記上、唯一の代表取締役であった。）であり、同社において経営上の決定権を持つ存在として、自らの厚生年金保険の資格取得及び喪失の手続きを知り得る立場にあった者と推定でき、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」第1条第1項ただし書の規定により、当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合に該当すると認められることから、当該期間については同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 1101

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年6月5日から34年8月21日まで  
昭和32年から34年までの厚生年金保険の加入期間について照会申出書を社会保険事務所に提出したところ、脱退手当金支給済みの回答をもらった。  
脱退手当金の制度も知らないし、脱退手当金はもらっていないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金通則法施行前であり、申立期間に係る事業所を退職後、自営業に従事していた申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 1102

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年8月1日から30年4月1日まで

私は、A社の脱退手当金は受け取った記憶が無い。会社からは退職金をもらっていないし、会社に印鑑も渡していない。

また、当時、脱退手当金の制度も知らなかった。受け取っている記憶が無い  
ため、脱退手当金の支給記録の取消しをしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

また、社会保険庁が保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳に、脱退手当金が支給された旨の記載がされているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 1103

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年9月1日から34年2月1日まで

私は、当時の夫の父親が経営していたA社に勤務していた。この期間は脱退手当金を受給したとされているが、当時は生活も裕福であり、請求することは考えられない。脱退手当金の請求も、受給も一切記憶が無いので、この期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和34年4月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、昭和43年4月1日まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 1104

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 7 日から 40 年 4 月 28 日まで  
加入期間について照会申出書を提出したところ、社会保険事務所から、A社に勤務していた期間については、脱退手当金が支給済みであるとの回答を得たが、脱退手当金については支給を受けた記憶が無い。  
期間については疑義が無いが、申立期間について脱退手当金支給済記録を取り消してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立事業所の多数の脱退手当金の支給記録によれば、資格喪失日から7か月以内に脱退手当金の支給手続がなされており、かつ、資格喪失日及び支給決定日がそれぞれ同一であるものも認められることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされたものと推認される。

また、社会保険事務所保管の申立人に係るA社の厚生年金保険被保険者原票に、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和40年7月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 2 月 20 日から 40 年 11 月 30 日まで  
② 昭和 40 年 12 月 21 日から 43 年 5 月 10 日まで  
③ 昭和 43 年 11 月 1 日から 46 年 3 月 1 日まで

退職の翌年に脱退手当金を支給済みとされているが、私はもらった記憶が全く無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している脱退手当金裁定請求書及び計算書（裁定伺）によれば、昭和 47 年 4 月 27 日に A 社会保険事務所において受け付けられ、同年 6 月 30 日に最寄りの郵便局で受領できる金券を送付したことが確認できる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「昭和 47 年 5 月 19 日、脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、脱退手当金裁定請求書受付日から約 2 か月後の 47 年 6 月 30 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 1 日から同年 6 月 25 日まで  
② 昭和 29 年 11 月 1 日から 31 年 12 月 30 日まで  
③ 昭和 32 年 1 月 8 日から 35 年 2 月 28 日まで

申立期間については脱退手当金が支給されていることになっているが、当時、脱退手当金のことは知らなかったし、会社に印鑑を渡した記憶も無い。証拠は無いが受け取った記憶は無いので、脱退手当金の受給記録を取り消してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立事業所の多数の脱退手当金の支給記録によれば、脱退手当金支給決定の時期は退職日に近接しており、かつ、同僚の中に厚生年金保険資格喪失日が近接し、脱退手当金支給決定日が同一のものも認められることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされたものと推認される。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険資格喪失日から約 6 か月後の昭和 35 年 8 月 16 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 10 月 1 日から 21 年 1 月 1 日まで  
② 昭和 21 年 4 月 19 日から 23 年 4 月 1 日まで  
③ 昭和 23 年 4 月 16 日から 26 年 1 月 20 日まで  
④ 昭和 26 年 4 月 1 日から 27 年 5 月 16 日まで  
⑤ 昭和 27 年 10 月 1 日から同年 11 月 25 日まで  
⑥ 昭和 29 年 1 月 9 日から 31 年 3 月 31 日まで

申立期間について、脱退手当金を受給したことになっていることが分かった。私は、会社を逃げるように退職したので、会社から退職金等はないし、脱退手当金も本当にもらっていない。履歴書を同封したので、再度調査をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立期間⑥の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

また、社会保険庁が保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳に、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても申立内容以上の証言は得られず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 愛知厚生年金 事案 1108

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 6 月 1 日から 37 年 10 月 15 日まで

友人 2 人から脱退手当金を受けたことを聞き、私も社会保険事務所に手続に行った。その時、担当者から「年金は 55 歳まで使えるので、そのままにしておいたほうがいいですよ。」と言われ、手続をとらずに帰った。その後、受給年数のことで社会保険事務所に確認に行った際、脱退手当金が支給済みの記録になっていることを知った。このことについて、審査請求・再審査請求をしたが、認められなかった。裁判も考えたが、金銭面で断念した。もう一度調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い（審査請求及び再審査請求時に誤差有と認定されたが、検算の結果誤差は無かった。）など、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、申立期間の事業所を退職後、昭和 52 年 4 月 30 日に厚生年金保険に加入するまで年金制度には加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても申立内容以上の証言は得られず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 1109

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月 3 日から 39 年 3 月 11 日まで

私は、脱退手当金の請求をしたことは無く、受給したことも無い。脱退手当金請求済みとなっている期間につき、年金給付の計算の基礎とすべき厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の記載がされているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人と同時期（昭和27年2月から同年6月までの間）に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、かつ、脱退手当金の支給記録がある者20人のうち19人が、申立人と同様に、資格喪失日から約6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている。

さらに、同僚から、事業所が脱退手当金の請求手続を行った旨の回答があることから、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。